



岐阜県・高山市の新年度予算から

【岐阜県】

事業転換・業態転換等に取り組む事業者への支援
(300,000 千円)

自社の売り上げ増加等につながる企業力の強化に向けて意欲的に取り組む小規模事業者に対し、事業転換や事業規模拡大等に要する経費の一部を補助
(補助率：1/2 以内、上限額：2,500 千円)

賃上げした事業者は補助率を引上げ (2/3以内)

【高山市】

ITリスティングセミナーの開催 (2,500千円)

社会の進化に対応した企業DXの推進を図り、生産性の向上を促進するため、市内企業の経営者・担当者を対象にデジタルスキルを習得するITリスティングセミナーを開催

求人情報発信に対する助成 (1,000千円)

就職情報webサイトなどを活用した求人活動や都市部の就職イベントに出展する市内中小企業者に対して情報発信等の費用の一部を支援 (補助率：1/2、上限額：100千円)

商工会職員（経営指導員）募集

岐阜県商工会連合会では地域の商工事業者の経営指導員の募集をしています。

◆勤務地

岐阜県商工会連合会又は県内の商工会

◆受験資格

- ・高卒以上
- ・商工業等の指導実務又は経営実務の経験が必要
【学歴により年数は異なります。】
- ・日商簿記3級以上（未取得者は採用後に取得必須）
- ・普通自動車免許

◆お申込み・お問い合わせ

岐阜県商工会連合会 人事総務課

TEL：058-277-1068 FAX：058-274-7655

※詳しくは本会ホームページをご覧ください

高山市産業振興計画の見直しに係る 地域別懇談会

高山市では、市民・事業者・産業振興団体・行政が一体となって、商工業、観光産業、農林畜産業の各産業のより一層の連携と豊富な地域資源を活用した産業振興を図るための「高山市産業振興計画」を策定しており、現在の計画は令和6年度末までとなっています。

さらにコロナ禍や物価高騰、最低賃金の大幅引上げ等、社会情勢も大きく変化していることから、地域の実情を直接事業者の皆様からお聞きし、今後の産業振興に必要な施策を検討するため、次のとおり地域別懇談会が開催されますので、多数の参加をお願いします。

令和6年3月13日(水)19:00～ 虹流館くぐの

優良従業員表彰候補者の内申

高山南商工会では、毎年、長年にわたり地元の産業発展のためにご尽力いただいた従業員の方を総代会の席において表彰しています。

過去に候補者の推薦をいただいた事業所には、3月上旬に別途ご案内いたしますが、これまで推薦実績のない事業所で、表彰の対象となる従業員がみえる事業所は、恐れ入りますが3月中に商工会へご一報いただきますようお願いいたします。

◆表彰基準

通年雇用：勤務年数が10年～45年（5年きざみ）

季節雇用：勤務年数が15年～35年（5年きざみ）

※役員・専従者・後継者は対象外

◆事業所の負担

被表彰者に係る記念品に要する費用の1/3

※記念品の金額は勤務年数により異なります。

サイバーセキュリティセミナー

■日時

令和6年3月12日(火) 14:00～15:30

■開催形式

オンライン開催 (Microsoft Teams)

■内容

【オープニング】

『サイバー空間、サイバー犯罪の現状』

岐阜県警察本部生活安全部サイバー犯罪対策課

【第1部】

『中小企業における情報セキュリティ対策』

岐阜県警察サイバー犯罪対策アドバイザー

中部学院大学教授 中川 雅人 氏

【第2部】

『動きの読みづらいサイバーセキュリティの勘所』

～今何が起きているのか公開事例から読み解く～

東京電機大学非常勤研究員 佳山 こうせつ 氏

■参加費 無料

■申し込み締切 令和6年3月8日(金)

■申し込み方法

下記の申込フォームよりお申し込みください。

<https://logoform.jp/form/T8mB/482882>

■問い合わせ先

岐阜県警察本部 生活安全部 サイバー犯罪対策課

TEL：058-271-2424 FAX：058-274-3318



全国商工会
会員福祉共済

2月9日(金)に青年部の皆さんが経営講習会を開催されました。この講習会は先輩部員の方から、それぞれの事業の経験を通して経営について学習しようと実施されており、今回は、今年度で卒部する部員7名のうち3名が講師となり、今、目指していることや取り組み、業界のあれこれ等、普段の青年部活動内では語られることの少ない自身の事業について講話されました。

他業種の話に触れた参加部員からは、思い思いの質問が飛び、楽しい講習会となりました。



申告と納税はお済みですか？

**インボイス発行事業者は
消費税の確定申告が必要です!!**

☆確定申告期限と納付期限

所得税 令和6年3月15日(金)

※振替納税の振替日 令和6年4月23日(火)

消費税 令和6年4月1日(月)

※振替納税の振替日 令和5年4月30日(火)

※振替納税以外の納付期限は、申告期限と同日です

☆消費税の無料申告相談(要予約)

期日 令和6年3月22日(金)

9:00~12:00 虹流館くぐの 多目的室1

13:00~16:00 高山南商工会 朝日支所

※お申し込みは3月18日(月)までに商工会へ

未加入事業所を紹介してください

組織強化のため、管内で商工会に未加入の事業所をご存じの方は、商工会にご一報ください。

経営指導員
の一期一会

令和6年4月1日から不動産の相続登記が義務化されます!!

これまでは相続登記は任意でしたが、相続登記がされないため登記簿を見ても所有者がわからない「所有者不明土地」が全国で増加し、周辺環境悪化や公共工事の阻害など社会的問題となっていることから、法律が改正され義務化されることになりました。

義務化とはいった内容？

相続人は、不動産(土地・建物)を相続で取得したことを知った日から3年以内に、相続登記をすることが法律上の義務となります。正当な理由がないのに相続登記をしない場合、10万円以下の過料が科される可能性があります。

相続人が複数いる場合で、早期に遺産分割することが困難な場合には、新たに作られた「相続人申告登記」という簡便な手続き(相続したことを知った日から3年以内にする必要があります。)により義務を果たすこともできます。この場合でも、遺産分割の協議が整い不動産を取得した場合は、別途、遺産分割から3年以内に、相続登記をする必要があります。

令和6年4月1日より前に相続した不動産は、令和9年3月31日までに登記する必要があります。

※詳しくは法務省または東京法務局のホームページをご覧ください。



令和6年度雇用保険料率

～令和5年度と同率です～

	① 労働者 負担	② 事業主 負担	①+② 雇用 保険料率
一般の事業	6/1000	9.5/1000	15.5/1000
農林水産・清 酒製造の事業	7/1000	10.5/1000	17.5/1000
建設の事業	7/1000	11.5/1000	18.5/1000

能登半島地震の義援金を送金しました

商工会 51,811円

1/24の理事会での理事からの募金に商工会会計からの募金を加え、県商工会連合会を通じて送金

青年部 42,000円

1/20の新年会での部員からの募金を高山市民時報を通じて送金

女性部 94,230円

部員の事業所に設置した募金箱に寄せられた善意に部員からの募金を加え、日本赤十字社を通じて送金

高山南商工会

本 所 ☎52-3460

e-mail:t-minami@ml.gifushoko.or.jp

朝日支所 ☎55-3529

<https://www.gifushoko.or.jp/takayamaminami/>